

## ○福岡県福祉のまちづくり条例施行規則

平成十年七月三十一日  
福岡県規則第四十一号

## 福岡県福祉のまちづくり条例施行規則

### (趣旨)

第一条 この規則は、福岡県福祉のまちづくり条例（平成十年福岡県条例第四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 用途面積　まちづくり施設としての用途に供する部分で、建築物にあっては当該部分の床面積の合計、路外駐車場にあっては当該駐車場の用に供する部分の面積の合計、その他の施設にあっては当該部分の面積の合計をいう。
- 二 有効幅員　出入口等の使用可能な内法<sup>のり</sup>寸法をいう。
- 三 特殊仕様昇降機　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第十八条第二項第六号の規定に基づき国土交通大臣が定める構造の基準に適合する昇降機をいう。
- 四 誘導用床材　視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。
- 五 注意喚起用床材　視覚障害者に対し、段差又は傾斜の存在、歩行方向の変更等の警告又は注意喚起を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。
- 六 視覚障害者用床材　誘導用床材及び注意喚起用床材をいう。
- 七 車いす使用者用駐車施設　駐車場のうち、車いす使用者が円滑に利用できる部分をいう。
- 八 福祉型便房　車いす使用者等が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房をいう。
- 九 円滑な移動が確保された経路　公用通路（公共輸送車両等の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設をいう。以下同じ。）と車両等の乗降口

との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するものをいう。

十 旅客搭乗橋 航空旅客ターミナル施設と航空機の乗降口との間に設けられる設備であって、当該乗降口に接続して旅客を航空旅客ターミナル施設から直接航空機に乗降させるためのものをいう。

十一 乗降用設備 旅客船ターミナルにおいて船舶に乗降するためのタラップその他の設備をいう。

十二 保安検査場 航空機の客室内への銃砲刀剣類等の持込みを防止するため、旅客の身体及びその手荷物の検査を行う場所をいう。

(平一三規則一・平一六規則二六・平一九規則五八・一部改正)

(まちづくり施設等)

第三条 まちづくり施設として条例第二条第二号に規定する規則で定めるものは、別表第一及び別表第二のまちづくり施設の欄に掲げる施設（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三条第一項に規定する建築物及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。）とする。

2 公共輸送車両等として条例第二条第三号に規定する規則で定めるものは、別表第三に掲げる車両等とする。

(平一九規則五八・一部改正)

(整備基準及び望ましい基準)

第四条 条例第十四条第一項に規定する規則で定める整備基準及び同条第二項に規定する望ましい基準は、不特定かつ多数の者が利用する部分又は専ら高齢者、障害者等が利用する部分に係る整備箇所について、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる表の規定によるものとする。

一 建築物 別表第四

二 旅客施設 別表第五

三 道路 別表第六

四 公園 別表第七

五 路外駐車場 別表第八

六 住宅開発団地 別表第九

(平一九規則五八・一部改正)

(特定まちづくり施設)

第五条 条例第十七条第一項に規定する規則で定める特定まちづくり施設は、別表第一及び別表第二の特定まちづくり施設の欄に掲げる施設とする。

(届出)

第六条 条例第十七条第一項に規定する知事への届出は、次の各号に掲げるものを除くほか、用途面積のうち新築等の対象となった部分の面積が、別表第一及び別表第二の特定まちづくり施設の欄に規定する面積に該当するまちづくり施設について行うものとする。

- 一 別表第一に掲げる特定まちづくり施設（建築基準法第二条第一号に規定する建築物に限る。）で、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請を要しないもの
  - 二 新築等の対象となった部分に、適用すべき整備基準がないもの
- 2 前項の届出は、特定まちづくり施設新築等（変更）届出書（様式第一号）に、次の各号に掲げる図書を添えて、当該特定まちづくり施設の新築等の工事に着手する日の三十日前までに行うものとする。
- 一 特定まちづくり施設整備項目表
  - 二 当該特定まちづくり施設の区分に応じ、別表第十に定める図面

（平一九規則五八・一部改正）

(軽微な変更)

第七条 条例第十七条第一項に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げる場合とする。

- 一 整備基準に適合している部分の変更のうち、当該整備基準に抵触しない変更
- 二 整備基準に係らない部分の変更
- 三 工事予定期間の変更のうち、工事の着手又は完了の年月日の三月以内の変更

（工事完了届）

第八条 条例第十八条に規定する知事への届出は、特定まちづくり施設工事完了届出書（様式第二号）によるものとする。

- 2 知事は、必要に応じ、前項の届出書に条例第十七条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定による指導又は助言に基づく工事が行われたことを証する現場写真等の添付を求めることができる。
- 3 知事は、条例第十八条の届出をした者に対し、条例第十九条の規定による検査等の結果を、特定まちづくり施設完了検査結果通知書（様式第二号の二）により通知するものとする。

（平一九規則五八・一部改正）

(適合の状況の報告)

第九条 条例第二十条第一項の規定による特定まちづくり施設の整備基準に関する適合の状況の報告は、特定まちづくり施設適合状況報告書（様式第三号）に、第六条第二項各号に掲げる図書を添えて行うものとする。

（平一九規則五八・全改）

(指導及び勧告)

第十条 知事は、条例第十七条第二項、第十九条第二項、第二十条第二項、第二十一条第三項又は第二十五条第三項の規定による指導を書面によって行う場合は、指導書（様式第三号の二）によるものとする。

2 知事は、条例第二十二条の規定による勧告を行う場合は、勧告書（様式第三号の三）によるものとする。

（平一九規則五八・全改）

(証明書)

第十一條 条例第二十一条第二項（条例第二十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する証明書は、様式第四号による証明書とする。

（平一九規則五八・全改）

(公表できる事項)

第十二条 条例第二十三条第一項により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 勧告を受けた者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
  - 二 勧告を受けた特定まちづくり施設の名称及び所在地
  - 三 勧告の内容
  - 四 その他知事が必要と認める事項
- 2 条例第二十三条第一項の規定による公表は、福岡県公報への登載により行うものとする。

（平一九規則五八・全改）

(適合証等)

第十三条 条例第二十四条第一項第一号に規定する適合証の交付の請求は、まちづくり施設適合証交付請求書（様式第五号）によるものとし、第六条第二項各号に掲げる図書を添えて行うものとする。

2 適合証の様式その他必要な事項は、知事が別に定める。

（平一九規則五八・全改）

(国等)

第十四条 条例第二十七条第一項の規則で定める者は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第十五条第二項の規定の適用について、法令の規定により国又は地方公共団体とみなされる法人とする。

(平一九規則五八・追加)

(国等施設に係る適合状況の報告)

第十五条 条例第二十七条第二項の規定による特定まちづくり施設の整備基準に係る適合状況の報告等の様式及び添付図書については、第九条の規定を準用する。

(平一九規則五八・旧第十四条繰下・一部改正)

#### 附 則

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年規則第三二号)

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年規則第一号)

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一六年規則第二六号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するまちづくり施設（現に新築等の工事中のものを含む。）に係る整備基準については、改正後の福岡県福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

3 施行日前に福岡県福祉のまちづくり条例（平成十年福岡県条例第四号）第十七条第一項の規定により届出をすべき特定まちづくり施設で、施行日において現に工事中のものに係る措置については、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 第一項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に存するまちづくり施設について施行日以後に行われる適合証の交付及び施行日以前に新築等の工事に着手したまちづくり施設について完成の日から起算して六十日を経過した日以後に行われる適合証の交付の請求の審査のための整備基準については、新規則の規定を適用する。

附 則 (平成一九年規則第五八号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年九月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存するまちづくり施設（現に新築等の工事中のものを含む。以下「既存施設」という。）に係る整備基準については、福岡県福祉のまちづくり条例（平成十年福岡県条例第四号。以下「条例」という。）第十六条の規定の適用に係る整備基準及び条例第二十四条第一項第一号の規定による適合証の交付の請求の審査のための整備基準を除き、改正後の福岡県福祉のまちづくり条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 既存施設の条例第二十四条第一項第一号の規定による適合証の交付の請求の審査のための整備基準については、施行日又は当該まちづくり施設の工事完了の日から六十日を経過するまでは、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二四年規則第四九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年規則第八号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第二六号）

この規則は、公布の日から施行する。